

部長及び参事官

殿

所 属 長

交 規 発 第 5 4 号

平成28年 1 月 28 日

30年保存（口訓）

本 部 長

【沿革】 令和 4 年12月26日交規発第467号一部改正

自動車保管場所の現地調査事務の委託に係る運用要領の制定について
（通達甲）

自動車保管場所の現地調査事務の委託に係る運用要領に関し「自動車保管場所の現地調査事務の委託に係る運用要領の制定について（例規）」（平成24年 3 月 13日交規発第132号）を定めているところであるが、高知県警察公文書管理規程（平成27年 6 月本部訓令第18号）の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、当該委託に係る運用要領に関し別添のとおり「自動車保管場所の現地調査事務の委託に係る運用要領」を定め、平成28年 2 月 1 日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

自動車保管場所の現地調査事務の委託に係る運用要領

第1 趣旨

この要領は、自動車保管場所証明事務のうち、現地調査事務（申請に係る保管場所が自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和37年政令第329号）第1条に規定する要件を満たすか否かの調査に係る事務をいう。以下同じ。）を委託した場合の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 調査員の配置等

1 調査員の配置

現地調査事務を行う者（以下「調査員」という。）の配置は、過去の申請件数、地理的条件等を考慮して現地調査事務の受託者（以下「受託者」という。）が決定する。したがって、複数の署を一人の調査員が受け持つこともあり得る。

2 署長の同意

受託者は、調査員を署に配置しようとするときは、あらかじめ当該署の長に同意を得なければならないこととしているので、署長は、受託者から同意願いがあったときは、意見を付して受託者に回答すること。

第3 現地調査事務の運用

1 現地調査事務の実施

署長は、現地調査事務を調査員に行わせようとするときは、「自動車保管場所制度運用要領の制定について（通達甲）」（令和4年12月26日交規発第466号。以下「運用要領」という。）別記様式第1号の自動車保管場所証明申請書の副本及び添付書面（以下「申請書等」という。）を調査員に交付するものとする。

2 二重証明の防止

署長は、申請に係る保管場所が過去に保管場所として証明している場所である場合は、調査員に当該保管場所の使用実態の調査を徹底させ、同一保管場所における二重証明を防止しなければならない。

3 現地調査事務の完了期間の解釈等

調査員は、原則として、署長から申請書等の交付を受けた日から起算して4日以内に現地調査事務を完了しなければならないこととしているものであるが、調査員の責めに帰すべき事情以外の特別な事情（申請者の責めに帰すべき事情、荒天等）により、この期間内に現地調査事務を完了することができなかつたときは、署長は、当該特別な事情がやんだ後速やかに現地調査事務を完了させるよう指導するものとする。

4 現地調査事務の委託状況の記録

署長は、現地調査事務の委託状況を運用要領に定める保管場所管理システムに登録し、その処理経過を明らかにしておかなければならない。

第4 現地調査事務の完了件数の報告

署長は、毎月の現地調査事務の完了件数を翌月5日までに別記様式の自動車保管場所の現地調査事務完了件数報告書により、交通規制課長を経由して本部長に報告しなければならない。

別記様式（第4関係）

自動車保管場所の現地調査事務完了件数報告書

本部長 殿

年 月 日
署長

年 月中における自動車保管場所の現地調査事務の完了件数を、下記のとおり報告します。

記

- 1 現地調査事務完了件数
件
- 2 その他参考事項